

一般国道1号改築工事（栗東水口道路）等の事業認定に係る
社会资本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成24年3月26日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一般国道1号改築工事（栗東水口道路）等の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道1号改築工事（栗東水口道路・滋賀県湖南市石部北五丁目地内から栗東市六地蔵字釣り山地内まで）並びにこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び附帯工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会资本整備審議会令第6条第6項及び社会资本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会资本整備審議会の議決とされた。